

# 無形資産に関するOECD 移転価格ガイドライン改訂案 のポイント(下)

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
別所 徹弥  
西村 淳

## Contents

- I. ディスカッション・ドラフトの概要(承前)
  - 3. 無形資産の価値算定方法
- II. 実務における問題点及び検討点
  - 1. 市場固有の特徴
  - 2. ライセンス取引と無形資産の移転
  - 3. 出向者が保有する無形資産

2012年6月6日にOECDにより公表された「第6章(無形資産に対する特別の配慮)及びその関連条項の改訂に関するディスカッション・ドラフト(公開草案)」(以下、「ディスカッション・ドラフト」という)に関し、前号では「無形資産の定義」及び「無形資産に関連するリターンの帰属先について」の2点につきその概要を解説した。本稿では、ディスカッション・ドラフトにおける「無形資産の価値算定方法」について解説した上で、今回公開されたディスカッション・ドラフトを基に、実務における問題点及び検討点につき議論を行う。ディスカッション・ドラフトはOECDの移転価格ガイドライン(以下、「ガイドライン」という)の改訂案に関する中間ドラフトという位置づけであり、当該ドラフトの議論が最終的にどの程度ガイドラインに反映されるかについては明確ではないが、本ディスカッション・ドラフトを分析することで、現段階でOECDが無形資産に関する移転価格をどのように考えているかを理解することは重要であると考えられる。

# 1. ディスカッション・ドラフトの概要(承前)

## 3. 無形資産の価値算定方法

本ディスカッション・ドラフトでも、無形資産の使用又は移転に関わる取引(以下、「無形資産取引」という)の独立企業間の条件の決定にあたっては、基本的にはガイドラインの第1章から第3章までに記載されている原則が適用され、特にガイドライン第3章の paragraphs 3.4における比較可能性分析を行う際の典型的な手順は、無形資産取引における独立企業間条件を分析するにあたっても有効であるとしている。一方で、関連者間の無形資産取引においては、比較対象を選定することが困難であるケースや、独立企業間では見られないような形態で取引が行われるケース等、ガイドラインの他章で記載されている原則を適用することが困難である場合もあるため、第1章から第3章までを適用する際に配慮すべき事項についても記載されている。

### (1) 比較可能性分析(セクションD.1.)

まずは無形資産取引に関する比較対象を見つけるために行う比較可能性分析において、ガイドライン第1章から第3章までに記載されている原則に加えて配慮すべき事項として、取引当事者それぞれにとって合理的に利用可能な他の選択肢を考慮しなくてはならない点が明記されている。この「合理的に利用可能な他の選択肢」というのは、第9章の paragraphs 9.59から9.64までにその適用にあたっての原則が記載されており、事業再編に関する移転価格の分析においては「独立企業であれば、…再編の条件を受け入れること以外に、明らかにより魅力的であろう現実的に利用可能な1つ又は複数の選択肢…を持っていたと思われ…そのような場合、独立当事者は、再編の条件に合意しなかったかもしれない」( paragraphs 9.61)ことを考慮することが必要とされている。この原則を無形資産取引に当てはめると、無形資産取引の分析においても、当該無形資産取引が行われなかった場合に選択可能な次善の選択肢を考慮した上で、当該無形資産取引に関する移転価格分析を行うことが必要であるということになる。

そして、上記のように合理的に利用可能な選択肢を考慮する際には、取引に関わる当事者双方の観点を考慮することが必要であるため、無形資産が関連する取引の評価にあたっては片側検証の比較可能性分析は十分な基礎とはならないとしている。例えば、無形資産の譲渡を伴う取引においては、その売手にとって利用可能な選択肢において受け取ることが可能な価格(及び売却後の便益)と、買手にとって利用可能な選択肢において支払うことになる価格(及び購入後の便益)とを比較した上で、当該無形資産の譲渡対価を算定することが必要になると考えられている。

このような点を踏まえ、まずは無形資産が使用されているような取引における比較可能性分析では、「検証対象当事者が使用する無形資産や、潜在的に比較可能な非関連者間取引の当事者が使用する無形資産を、比較可能性要素の1つとして検討することが必要である」( paragraphs 85)としている。そして、「検証対象当事者と潜在的な比較対象法人が類似の無形資産を有している場合、差異の調整は不要」( paragraphs 88)であるが、 paragraphs 105で規定される以下の条件を満たす無形資産については「本章D.1(vi)の無形資産」と定義し、このような無形資産に関連する取引を分析する際には、適切な差異調整を行うか、異なる移転価格算定方法への変更を検討することが必要であるとしている。

#### 本章D.1(vi)の無形資産( paragraphs 105)

1. 潜在的な比較対象取引の当事者が利用又は利用可能な無形資産と類似しない
2. 事業活動に当該無形資産を使用することで、使用しない場合と比較して多くの経済的便益が期待される
3. 非関連者間取引であれば、当該無形資産の使用又は移転に伴い対価が発生する

いずれにしても、ディスカッション・ドラフトで「無形資産の使用を理由として、潜在的な比較対象法人を拒絶することには慎重になるべきである」( paragraphs 89)という点が明確に示されている点は重要である。

では、どのような場合に「類似の無形資産を有している」と判断されるのか。この点については、関連者間での無形資産の移転に対して特にCUP法が適用されるようなケースで考慮されるべき特徴として、①排他性、②法的保護の範囲と期間、③地理的範囲、④耐用年数、⑤開発段階、⑥改良、改訂、アップデートする権利、⑦将来便益への期待、といった7つが例として挙げられている。また関連するリスクについても、①開発リスク、②陳腐化(価値減少)リスク、③権利の侵害リスク、④無形資産の使用に関連する製造物責任及びこれに類するリスク、の4つが例として挙げられている。

このような比較可能性分析を経て、比較対象取引を把握することができない場合や、検証対象と潜在的な比較対象との差異に関して合理的に信頼しうる調整が困難な場合には、比較対象取引への依存度が低い移転価格算定方法が必要となる。

## (2) 移転価格算定方法の選択(セクションD.2.)

無形資産取引に係る移転価格の算定方法としては、基本的にはガイドライン第2章において記載されている5つの方法(CUP法、再販売価格基準法、原価基準法、取引単位営業利益法、取引単位利益分割法)に対して、パラグラフ2.1から2.11までに記載されているような原則に沿って選択されるべきとしているものの、将来のキャッシュフロー予測の割引現在価値によって無形資産の価値を評価する方法(以下、「評価テクニック」という)についても、その適用にあたっての仮定が適切であれば有用であるという点が明記されたことは重要である。ただし、このような評価テクニックと同様の方法で算定された会計上の評価を用いる場合、その基礎となる前提を十分に検証することが必要であり、特に会計上行われる買収価格の配分における無形資産の評価については、移転価格上の評価とは関係ないと強調している。この点については、会計上の評価についても合理性があるケースもあると考えられるため、今後の詳細にわたる議論が望まれるが、OECDのワーキング・グループが現時点では会計上の評価をそのまま用いて無形資産の価値を評価することに對して懐疑的である点が窺える。

また、当該無形資産を開発するための費用にリターンを加えることで価値の推定を行う方法(コスト・アプローチ)については、開発費用と開発後の無形資産の価値に関連性があることにほとんど根拠がないとし、このようなコスト・アプローチは一般的に推奨されないとしている。この点についても、例えば合理的に可能な他の選択肢を評価する際等にはコスト・アプローチも有効であるため、その適用に関しては今後の議論が望まれるが、OECDのワーキング・グループがコスト・アプローチに対しても否定的な考え方である点が窺える。

無形資産取引に係る移転価格の算定に對して経験則を適用することに対しては、「一般的に経験則の適用は、第1章及び第3章が規定する諸原則に基づく詳細な比較可能性分析の十分な代替となるものではない」とし、「無形資産によるリターンをライセンサーとライセンシーの間で配分するために経験則を適用することは強く避けるべきである」と記載されている。ただし、合理的に可能な他の選択肢の1つとして経験則が用いられるような場合もあるため、この点についても今後の詳細な議論が望まれる。

## (3) 棚卸資産や役務提供取引に関連して無形資産が使用される場合の独立企業間価格の算定(セクションD.3.)

比較対象取引が把握できるケースでは、ガイドライン第2章の5つの移転価格算定方法のいずれかが適当な移転価格算定方法となりうる。その場合、検証対象当事者が使用する無形資産が本章D.1(vi)の無形資産に該当しない場合は、比較対象取引の当事者が支払った若しくは受領した金額又は利益等が、独立企

業間条件の決定のための基礎となる。ただし、検証対象当事者が使用する無形資産が本章D.1(vi)の無形資産に該当する場合には、差異調整を行う必要性又は比較対象取引への依存度が低い移転価格算定方法を採用する必要性が生じる。

検証対象取引の当事者が本章D.1(vi)の無形資産を使用するケースで、信頼しうる差異調整が可能でない場合や、比較対象取引が存在しないような場合は、非関連者間で同様の取引を行ったとした場合に合意したであろう価格を算定することが求められる。このような価格を算定する方法として、ディスカッション・ドラフトでは①利益分割法と②評価テクニック、という2つの方法を挙げている。ただし、これらの手法は無形資産の移転に係る移転価格の算定においてより重要となると考えられるため、その適用における注意点等、詳細に係る議論はその次のセクション(D.4.)にて行われている。

## (4) 無形資産又はその権利の移転に係る独立企業間価格の算定(セクションD.4.)

無形資産又はその権利が移転するようなケースでの独立企業間価格の算定において、比較対象取引が把握できるケースについては、CUP法が議論の中心となる。CUP法の適用にあたっては、関連者間で移転した無形資産又はその権利と、潜在的な比較対象取引において移転の対象となった無形資産又はその権利との比較可能性に注意が払われるべきである(パラグラフ137)。また、CUP法適用の一例として、独立企業から取得した無形資産を取得後すぐに関連者間取引によって移転するケースでは、取得した無形資産の価格として当該独立企業に支払われた対価が、CUP法に基づいて算定する際の有用な比較対象となりうるとしている。

一方、比較対象取引を把握できないケースでは、利益分割法及び評価テクニックの適用が議論されている。利益分割法を適用する場合、例えばライセンス取引では、ライセンサーに残る権利や、ライセンシーが遂行する機能や負担するリスクといった点を考慮すべきとしている。また無形資産の権利が完全に移転するような取引では、各関連者について十分な機能分析を行うことが重要であるとしている。また、無形資産の権利が完全に移転するようなケースでは、次に見る評価テクニックの適用も可能であるとしている。開発途中の無形資産の移転では、移転前後での各当事者の相対的貢献の価値を検討するという方法が考えられるが、その場合には、①移転前後の研究開発活動による貢献の相対的なリスク及び価値、②無形資産の耐用年数、③無形資産に対する様々な貢献の償却率、④当該無形資産を使用する新製品が導入されるタイミング、並びに⑤最終的に創出される利益に対する当該無形資産以外の貢献、といった点が考慮されることが必要であり、これらの評価が分析の信頼性に重要な影響を与えるとしている。

評価テクニックの適用にあたっては、独立企業原則及びガイドラインの原則に従った方法で適用されることが必要であり、第1章から第3章までの原則に従うことはもちろん、現実的に利用可能な選択肢の考慮(パラグラフ1.34)、取引当事者双方の観点、リスクの帰属(パラグラフ9.10から9.46まで)、及び取引の包括的検討(パラグラフ3.9から3.12まで)に関連する原則についても全面的に適用される。

その上で、評価テクニックに基づく価値の算定、特に予測キャッシュ・フローの割引現在価値に基づく方法を適用するには、基礎となる仮定や評価モデルのパラメーターの推定が重要であり、そのような手法を用いる納税者及び税務当局は、評価モデルの作成において関連する仮定を明確に記載し、評価パラメーターの選定根拠を記述し、そのような仮定や評価パラメーターの妥当性を主張できるようにしておくべきであるとしている。さらに、別の仮定やパラメーターを採用した結果、その無形資産の評価額がどのように変化するかを示す感応度分析を、納税者として移転価格文書化の一環として提示することも推奨されている。

このような評価モデルにおける重要な仮定を評価するにあたって考慮すべき問題としては、次の5つのポイントが挙げられる。

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| ▶ 財務予測の正確性  | ▶ 無形資産の耐用年数と最終価値 |
| ▶ 成長率に関する仮定 | ▶ 税率に関する仮定       |
| ▶ 割引率       |                  |

まず「財務予測の正確性」については、税務目的以外で作成された予測を用いることで信頼性が高まる可能性があるとしている。また、対象となる無形資産に関連する製品や役務に対して、既存の業績値が存在しているかどうか、といった点も分析の信頼性に影響するとしている。次に「成長率に関する仮定」については、単純に直線的な成長率を用いたモデルを用いることに対しては注意が必要であるとし、成長率の検討において必要な検討事項として、類似製品や市場の経験及び将来の市況が挙げられている。

「割引率」については、価値評価において一般的に用いられる加重平均資本コスト(WACC)等を移転価格分析においても常に用いるべきであると仮定するべきではないと注意を促している。特に開発途中の無形資産に関連するようなケースでは、無形資産が納税者の事業の最もリスクの高い要素の1つである可能性もあり、また無形資産の関連する製品からのキャッシュ・

フローが他の事業からのキャッシュ・フローよりも変動幅が大きい可能性もある。そして、「無形資産の耐用年数と最終価値」については、法的保護の性質や期間に影響されることはもちろんのこと、そのような保護期間が終了した後も、当該無形資産が将来の無形資産や新製品の発明の基礎になることを通じて、キャッシュ・フローへ影響するというケースも考えられるとしている。また、そのようなケースでは、財務予測が存在する期間を超えて発生するキャッシュ・フローに関連する評価も必要となるため、キャッシュ・フローの最終価値を計算することが必要となり、その場合には最終価値の計算に用いる前提についても十分な検討が必要である点が明記されている。

「税率に関する仮定」については、移転価格分析においては取引前ベースで決定することが必要であるため、実務上行われたキャッシュ・フローの予測や割引率が税引後ベースで行われているようなケースでは、税引前ベースに調整することが必要であるとしている。

上記のような点を考慮したとしても、取引時点では無形資産の価値を評価するにあたっては大きな不確実性が残るケースは十分に考えられる。そのような場合、独立企業であれば例えば予測が可能な範囲に絞った短期の契約を結ぶケースや、契約条件の中に調整条項を入れるというケースが考えられる。したがって、関連者間での取引においてもこのような考慮がなされるべきであるとしている。

さらに、このように無形資産の価値を評価するにあたって大きな不確実性が残るような状況下で税務当局が無形資産の価値を評価することが必要な場合、比較可能な状況において独立企業が行うであろう(事後的な)調整を税務当局にも求められるべきである(パラグラフ177)としている。これは、取引が開始された時点でどのような予測が利用可能だったかについて税務当局が合理的に判断をすることが難しいという、OECDのワーキング・グループが懸念している点を反映させた結果と考えられる。ただし、これによって無形資産の価値を事後的に調整することを許すような過度な裁量権が税務当局に与えられてしまう可能性もあり、今後の議論を通じて改正が望まれる点である。

最後に支払形態に関しては、「納税者は、移転した無形資産の対価の支払形態を事実上任意に決定することができる」(パラグラフ179)としているが、支払形態によっては一方の当事者のリスクが高くなるようなケースがあるため、そのようなリスクについての考慮も必要であるとしている。

## II. 実務における問題点及び検討点

今回公表されたディスカッション・ドラフトを踏まえ、①市場固有の特徴、②ライセンス取引と無形資産の移転、及び③出向者が保有する無形資産、といった3点について、今後の実務において注意すべき点を以下記載する。

### 1. 市場固有の特徴

安い人件費、市場への近接性、有利な天候条件といった市場固有の特徴について、ディスカッション・ドラフトでは本章で定義される無形資産とは異なるため、比較可能性分析にて考慮されるべきとしている。市場固有の特徴によって生ずる利益は、ロケーションセービングと同様、同一の市場の比較対象取引を用いることによって、その比較対象取引に係る利益に含まれるはずである。したがって、同一の市場以外の比較対象取引を用いる場合において、比較可能性分析によって算定される利益を超えた利益(超過利益)が発生する場合、その超過利益が無形資産の貢献によるものなのか、又は市場固有の特徴によるもので比較可能性分析に対してさらなる差異の調整が必要となるのか、といった点を詳細に検証することが必要になる。

特に、何を「市場固有の特徴」と見るのかといった点については、関係する当局間で見解が異なる可能性もあるので注意が必要である。例えば中国の税務当局などは、中国以外の企業を比較対象企業として用いる場合には、中国市場固有の利益に関しての差異を調整する必要があるという主張をする可能性もあり、また明確に無形資産が定義されていない場合には、事業が成功して超過利益が発生するようなケースで、その超過利益は全て中国市場固有の特徴によるものであると主張する可能性もある。

したがって、当初は超過利益が発生していないと思われるようなケースであっても、無形資産に関する分析をしっかりと行い、超過収益が発生した場合に税務当局に説明ができるよう準備しておくことが重要であると考えます。

### 2. ライセンス取引と無形資産の移転

ライセンス取引のケースでは、ライセンサーに残る権利も考慮した上で、無形資産取引に関する分析を行う必要があるとしている。一方で、無形資産が完全に移転とした場合は、各関係者の機能分析を十分に行い、評価テクニックを適用する場合には、移転前の貢献の償却率等も踏まえて分析することが可能となる。

したがって、取引の当事者である関係者が無形資産を完全に移転したと認識し、移転前の貢献が完全に償却された後には特にその無形資産に関しての対価は発生させないような取引を行っていたとしても、関係者間の契約等で当該移転がしっかりと明記されていないような場合、税務当局が当該取引をライセンス取引と認定して、ライセンサーに残る権利も踏まえて、当該無形資産のリターンの一部が引き続きライセンサーに帰属するべきであるという主張をしていく可能性が残ってしまう。税務調査では時効が関係するため、特に当該無形資産が移転した年度がすでに時効を迎えている場合、当該取引をライセンス取引として分析されてしまうようなケースも考えられるため、無形資産を移転する場合には、移転時の関係者間契約でしっかりと譲渡であるのかライセンスであるのかを明記しておくことが必要となる。

また、無形資産を譲渡するようなケースであっても、ノウハウのような無形資産についてはそのまま残り続けると考えられるため、例えば譲渡後の無形資産に対して、ロイヤルティー等の対価を算定する際には、そのような譲渡後にも残る無形資産についての考慮も必要となる。

### 3. 出向者が保有する無形資産

本ディスカッション・ドラフトでの定義によると、無形資産は単一の事業体によって所有又は支配が可能であるものとなる。この定義に従うと、出向者が保有する無形資産については、例えばその出向者が退職した際に守秘義務契約等でコントロールが可能な場合を除き、本ディスカッション・ドラフトでの定義における無形資産には該当しないと考えられる。

一方で、出向者による役務提供の結果、日本本社が保有している無形資産が移転するような場合、その無形資産の対価については別途ライセンス契約を締結してライセンス・フィーとして受け取るという方法をとるべきと考えます。

## まとめ

ここまで検討してきた今回のディスカッション・ドラフトは、まだ中間ドラフトという位置づけなので、さらなる改善が必要であることは明らかである。例えば、現実的に利用可能な選択肢との比較を行う場合、本ディスカッション・ドラフトにおいては事業再編に係る取引における議論をそのまま当てはめるような形で記載されているが、無形資産の移転を伴うような取引においては、当該無形資産の移転が現実的に可能かどうかというような、事業再編とは違う視点からの検討が必要となる点もあると考える。また、不確実性が大きいケースでの無形資産の価値の評価に関しては、税務当局が事後的に調整できるような裁量を過度に認めているようにも見受けられるため、その点についても再考が求められよう。

無形資産取引は納税者と税務当局との間で意見の相違が見られる代表的な分野ではあるが、納税者及び税務当局間で共通の土台の上で議論ができるよう、ガイドラインが改訂され、移転価格分析における無形資産の取扱いの方法が明瞭化されることを望むものである。

## Contact

### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

別所 徹弥	パートナー	+81 3 3506 3036	tetsuya.bessho@jp.ey.com
西村 淳	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2712	atsushi.nishimura@jp.ey.com

本記事全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
コーポレート・コミュニケーション部 tax.marketing@jp.ey.com

## Ernst & Young

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション・アドバイザリー・サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の16万7千人の構成員が、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバルネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com)にて紹介しています。

### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)にて紹介しています。

©2012 Ernst & Young Shinnihon Tax  
All Rights Reserved.

EY TAX CC20121228-2

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を終った要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバルネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。